■Article(vol.66)■ ……

東京地裁で「庭内神し」の敷地を非課税と判断！
～補佐人税理士と税務訴訟を専門とする弁護士の活躍～

税理士　朝倉　洋子

……

はじめに

平成 13 年に税理士法 2 条の 2 に創設された税理士補佐人制度は、各単位税理士会において積極的に研修制度を推進されたこともあり、施行から 10 年余を経て、税理士実務に確実に定着し、税務訴訟を専門とする弁護士の増加傾向とあいまって[i]各地の裁判所で納税者の権利救済に役立つ結果を残している。

平成 24 年は、年の途中ではあるが、下記のように各地から納税者勝訴判決のニュースが届けられており、これらのうち（1）、（4）は、税務訴訟を専門とする弁護士が関与した事件であり、（2）、（3）、（6）、（7）は税務訴訟を専門とする弁護士と補佐人税理士が関与した事件である（（5）は裁判所のホームページに掲示された判決のため、当事者名等詳細は不明）。

【全部取消し】
（1）平 24-07-05 大阪地裁　Z999-8301
　　不動産取得税の非課税／換地処分の従前地
（2）平 24-06-21 東京地裁　Z888-1664
　　庭内神し／墓所・霊びょうに準ずるもの
（3）平 24-04-27 東京地裁　Z888-1653
　　肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
（4）平 24-03-02 東京地裁　Z888-1638
　　相互持合い株式の評価／企業の実態を考慮
（5）平 24-02-29 仙台地裁　Z888-1640
　　収益の帰属／従業員らが受領したリベート
（6）平 24-02-28 大阪地裁　Z888-1636
　　債務免除益／所基通３６－１７適用の可否

【一部取消し】
（7）平 24-03-22 福岡高裁　Z888-1639
　　資産の譲渡／船舶建造に係る承諾書取引

今回は、上記の判決の中から（2）の平成 24 年 6 月 21 日東京地裁判決を採りあげる。

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

Ⅰ　事案の概要

この事件は、相続財産である土地として、弁財天及び稲荷を祀った各祠（ほこら）の敷地部分を非課税財産として申告等を行ったところ、税務署長が、本件敷地は非課税財産に当たらないとする処分を行ったことから、これを不服として、主位的には本件敷地が非課税財産に当たると主張し、予備的に本件敷地は一般人が移設を躊躇する祠が所在するため売却困難であるから、一定の評価減を行わなかった本件処分は相続税法22条に違反すると主張してその取消しを求めたという事案である。

Ⅱ　争点

争点は、(1) 本件敷地が非課税財産に該当するか否か、(2) 本件処分における本件敷地の課税価格は相続税法２２条に違反するか否かの2点である。

Ⅲ　当事者双方の主張

１　原告の主張

本件各祠に祀られている弁財天は、原告の先祖の女性が一族の繁栄を願って自ら弁財天となったものと伝承されており、弁財天を祀った祠は、祖先の霊を祀った屋舎に他ならないから霊びょうに該当する。

また、本件各祠に祀られている稲荷は、原告の先祖が分家するに当たって、家の屋敷神・守護霊として、稲荷を分祀したものと伝承されており、稲荷を祀った祠は、原告一族の守護霊を祀ったものとして、墓所ないし霊びょうに準ずるものとして「これらに準ずるもの」に該当する。

本件敷地は、代々本件各祠とともに承継されている土地であり、各祠の他に鳥居が設置され、また、その鳥居から各祠に至るまで、石造りの参道が敷設されていて本件敷地以外の土地とは外形的に異なった神社の境内地と同様の外観を有していることからすると、本件敷地、本件各祠、鳥居等が機能的に一体となって、原告の先祖である弁財天及び原告一族の守護神である稲荷を祀る畏敬の場が作出されているといえる。

したがって、本件敷地は、霊びょうや霊びょうに準ずるものということができ、非課税財産に該当する。

２　被告の主張

本件非課税規定にいう「これらに準ずるもの」とは、「墓所、霊びょう及び祭具」には該当しないものの、神仏が祀られるなどして日常礼拝の対象となっているものについて、国民感情に配意して非課税財産として定められたものであって、商品又は骨とう品として所有するものを除き、神仏を祀り、日常礼拝の用に供されている財産を指し、具体的にば庭内神し、神たな、神体、神具、仏壇、位はい、仏像、仏具、古墳等がこれに当たると解される。そして、庭内神しについては、日常礼拝の対象となっているのは、ご神体及びそれを祀る建

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

物としての庭内神しそのものであって、その敷地は含まないから、庭内神しの敷地については、「これらに準ずるもの」には該当しない。

Ⅳ　裁判所の判断

１　相続税法12条1項柱書き及び同項２号に定める非課税規定は、墓所、霊びょう及び祭具並びにこれらに準ずるものについては、相続税の課税価格に算入しないものと定めて、これらの財産を相続税の非課税財産としている。

２　「これらに準ずるもの」とは、その文理からすると、「墓所」、「霊びょう」及び「祭具」には該当しないものの、その性質、内容等がおおむね「墓所、霊びょう及び祭具」に類したものをいうと解され、さらに、相続税法12条1項2号が、祖先祭祀、祭具承継といった伝統的感情的行事を尊重し、これらの物を日常礼拝の対象としている民俗又は国民感情に配慮する趣旨から、あえて「墓所、霊びょう又は祭具」と区別して「これらに準ずるもの」を非課税財産としていることからすれば、截然と「墓所、霊びょう又は祭具」に該当すると判断することができる直接的な祖先祭祀のための設備・施設でなくとも、その設備を日常礼拝することにより間接的に祖先祭祀等の目的に結びつくものも含むものと解される。

３　「これらに準ずるもの」には、庭内神し、神棚、神体、神具、仏壇、位はい、仏像、仏具、古墳等で日常礼拝の用に供しているものであって、商品、骨とう品又は投資の対象として所有するもの以外のものが含まれると解される。

４　庭内神しとその敷地とは別個のものであり、庭内神しの移設可能性も考慮すれば、敷地が当然に「これらに準ずるもの」に含まれるということはできないが、別個のものであることを理由としてこれを一律に排除するのは相当でなく、社会通念上一体の物として日常礼拝の対象とされている程度に密接不可分の関係にある相当範囲の敷地や附属設備も、その設備と一体の物としてこれらに準ずるもの」に含まれると解すべきである。

５　本件敷地は、本件各祠と社会通念上、一体の物として日常礼拝の対象とされているといってよい程度に密接不可分の関係にある相当範囲の敷地ということができる。

６　以上からすると、本件敷地は、本件非課税規定にいう「これらに準ずるもの」に該当するということができる。

Ⅳ　コメント

平成19年3月16日相続開始に係るこの事件は、納税者、補佐人税理士、訴訟代理人弁護士の粘り強い異議申立て、審査請求、訴訟という5年余の争訟の結果、それまで、「庭内神し」とその敷地とは別個のものであると取り扱われてきた相続税の課税実務の変更という大きな結果を引き出した。

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

判決言渡しから2週間の控訴期間が過ぎた平成24年7月、国税庁は、『「庭内神し」の敷地等に係る相続税法第12条第1項第2号の相続税の非課税規定の取扱いの変更について』という異例の取扱い変更を、そのホームページ上で行った
http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h24/teinai/01.htm。

この取扱い変更によれば、「庭内神し」とは、一般に、屋敷内にある神の社や祠等といったご神体を祀り日常礼拝の用に供しているものをいい、ご神体とは、不動尊、地蔵尊、道祖神、庚申塔、稲荷等で特定の者又は地域住民等の信仰の対象とされているものをいうのであって、祠等とその敷地との位置関係や敷地への定着性、建物建立の経緯、現在の礼拝の態様といった、判断基準も示された。

補佐人税理士や、税務訴訟を専門とする弁護士の活躍によって、申告納税制度の下、納税者の判断基準を明確にしたこの訴訟の意義は極めて大きいものがあるといえる。

以上

---

[i] 平成18年3月　東京国税局課税第一部国税訟務官室「調査に生かす判決情報 issued;005」

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。